

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第3期廿日市市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

広島県廿日市市

3 地域再生計画の区域

広島県廿日市市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の人口は、2005年まで増加傾向にあったが、その後は減少傾向が続き、2020年の人口は114,173人となっている。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、2050年には人口は約94,000人となり、高齢化率も40%近くに達すると見込まれている。

年齢3区分別の人口動態をみると、15歳未満人口（年少人口）割合、15～64歳人口（生産年齢人口）割合は減少する一方、65～74歳人口・75歳以上人口（高齢者人口）割合は増加することが予想されている。

自然動態をみると、2007年以降、死亡数が出生数を上回る自然減が続いている。社会動態は、2015年以降、転入が転出を上回り、11年連続の社会増を達成している。しかし、自然減が社会増を上回り、2018年以降は人口減少が続いている。

人口減少が進行すると、労働力の減少に伴う経済・産業構造の変化、社会保障制度の維持、地域社会における担い手不足など、暮らしに様々な影響を及ぼすことが懸念される。

これらの課題に対応するため、子育て支援の充実、安全・安心で快適に暮らせる地域づくり、更なるにぎわいや魅力の創出など、現在の市民、そして、将来の市民が、いつまでも住み続けたい、住んでみたいと思えるような施策を総合的に展開し、人口減少が進む中でも経済を成長させ、地域社会を維持する。なお、これらの取組を推進するに当たっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げる。

基本目標 1 いつまでも安心で、ワクワクしながら暮らせる生活環境をつくる

基本目標 2 未来への挑戦で、地域経済の魅力・活力を創出する

基本目標 3 人と人、人とまち、まちとまちのつながりを深め、新たな人の流れを創出する

【数値目標】

5-2の ①に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2030年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	自分の将来について明るい希望を持っている市民の割合	54.2%	65.0%	基本目標 1
ア	現在の地域に住み続けたいと思う市民の割合	75.5%	80.0%	基本目標 1
イ	市内事業者の景気動向を示す景況DIが県内平均を上回っている割合	3半期/4半期	4半期/4半期	基本目標 2
ウ	人口の社会動態（転入－転出）	75人	75人	基本目標 3

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

廿日市市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア いつまでも安心で、ワクワクしながら暮らせる生活環境をつくる事業

イ 未来への挑戦で、地域経済の魅力・活力を創出する事業

ウ 人と人、人とまち、まちとまちのつながりを深め、新たな人の流れを創出する事業

② 事業の内容

ア いつまでも安心で、ワクワクしながら暮らせる生活環境をつくる事業

誰もが「安心」をベースに、毎日を「ワクワク」、希望を持った暮らしを送ることができる生活環境を構築・維持する。

【具体的な事業】

- ・ こどもが主役のまちづくりの推進
- ・ 日常に不可欠な生活基盤の確保
- ・ 地域資源を活かした地域主体のまちづくりの推進
- ・ 安全・快適に住むことができる環境の整備
- ・ 災害に強くしなやかなまちの構築 等

イ 未来への挑戦で、地域経済の魅力・活力を創出する事業

「はつかいちらしさ」を活かした挑戦により、地域経済において新たな価値を生み出し、活力を創出する。

【具体的な事業】

- ・ まちの産業の経営基盤強化と新たな産業の創出
- ・ 農林水産業の振興
- ・ 地域の観光資源の魅力を活かした経済循環の拡大 等

ウ 人と人、人とまち、まちとまちのつながりを深め、新たな人の流れを創出する事業

市内外にまちの魅力を「つなぎ」、廿日市のファンとして「つながり」を生み出すことで新たな人の流れを創出する。

【具体的な事業】

- ・ 移住・交流・関係人口の拡大によるまちのファンづくり
- ・ 選ばれるまちづくりの推進 等

※なお、詳細は第3期廿日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

1,805,000 千円（2026 年度～2030 年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C A サイクル）

毎年度 8 月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに本市公式 WEB サイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2031 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2031 年 3 月 31 日まで